

特記仕様書

1. 総則

この仕様書は、「公園設計等業務委託（本町公園）」（以下「本業務」という。）に適用する。
なお、この仕様書に定めのない事項については、下記によることとする。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・ 渋谷区土木部 | 「委託仕様書」 |
| ・ 渋谷区土木部 | 「受注者等提出書類処理基準」 |
| ・ 渋谷区土木部 | 「渋谷区土木工事標準構造図集」 |
| ・ 東京都建設局 | 「設計委託標準仕様書」 |
| ・ 東京都建設局 | 「測量委託標準仕様書」 |
| ・ 東京都建設局 | 「地質調査委託標準仕様書」 |
| ・ 東京都建設局 | 「土木工事標準仕様書」 |
| ・ 東京都建設局 | 「詳細設計照査要領」 |
| ・ 東京都建設局 | 「建設局標準構造図集」 |
| ・ 東京都建設局 | 「土木材料仕様書」 |
| ・ 東京都建設局 | 「街路樹診断等マニュアル」 |
| ・ 東京都財務局 | 「公共建築物整備の基本指針」 |
| ・ 東京都財務局 | 「構造設計指針・同解説」 |
| ・ 東京都財務局 | 「東京都建築工事標準仕様書」 |
| ・ 東京都福祉局 | 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」 |
| ・ 東京都都市整備局 | 「東京都建設リサイクルガイドライン」 |
| ・ 国土交通省 | 「土木工事数量算出要領」 |
| ・ 土木学会 | 「土木製図基準」 |
| ・ その他関連する技術基準及び参考図書 | |

2. 委託箇所

渋谷区本町四丁目5番7号

3. 業務の目的

本業務は、本町地区防災都市づくりグランドデザイン及びモクミツアクションプランに基づき、本町公園について、地域の防災性の向上を図るとともに、地区の魅力向上に資する公園とすることを目的として、公園整備計画の検討を行うものである。

4. 法令の遵守

本業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用は受託者の責任において行うこと。

5. 諸手続き等

本業務に必要な官公署その他に対する諸手続きは、受託者において速やかに処理すること。
また、受託者は区が行う各関係機関への許認可手続き等に必要な資料を作成するものとし、業務に関して、関係機関及び地域住民等と交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告すること。

6. 秘密の遵守

この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

7. 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関しては、特記仕様書作成要領（東京都建設局）別紙「個人情報等」を遵守すること。ただし、東京都を渋谷区に読み替えるものとする。

8. 電子情報の取扱い

情報セキュリティポリシー遵守事項（委託事業者用）及び東京都建設局電子納品運用ガイドラインを準拠すること。

9. 資料の貸与及び返還

- (1) 発注者は、本業務履行上必要な区が所有する資料について貸与するものとする。なお、資料等の貸与を受けるときは、借用書を提出すること。
- (2) 受託者は、貸与された資料を必要としなくなった場合、速やかに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

10. 暴力団等の関与を防止する措置について

(1) 業務の下請け

業務の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。

- ① 当該下請負業務に係る能力を有していること。
- ② 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱第4条第3項に定められた入札参加除外者でないこと。

(2) 不当介入に対する報告及び届出

業務の施行に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づき、契約担当者への報告及び警察への届出を行うこと。

11. 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

12. 安全等の確保

現地調査の際は、利用者や付近住民、通行者等の安全確保に努めること。

1 3. 設計変更

設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」（東京都）等によるものとする。

1 4. 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託の再委託先である協力会社は、渋谷区の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

1 5. 設計業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。
- (2) 前項の業務計画書には、以下の事項を記入するものとする。
 - ・ 業務概要
 - ・ 実施方針
 - ・ 工程表
 - ・ 業務組織計画
 - ・ 打合せ計画
 - ・ 成果品の品質を確保するための計画
 - ・ 成果品の内容、部数
 - ・ 使用する主な図書及び基準
 - ・ 連絡体制（緊急時含む）
 - ・ 照査計画
 - ・ 使用する主な機器
- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係わる資料を提出しなければならない。

1 6. 業務内容

(1) 測量

受託者は、以下の調査を行い、平面図・横断図を作成するものとする。現地測量の縮尺は 1/200 とすること。また、路線測量の中心線測量及び横断測量は測点間隔 10m とする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ① 作業計画（現地測量） | 1.0 業務 |
| ② 現地測量 | 1.0 式 |
| ③ 水準測量 | 1.2km |
| ④ 中心線測量 | 0.05km |
| ⑤ 仮 B. M. 設置測量 | 0.05km |
| ⑥ 縦断測量 | 0.05km |
| ⑦ 横断測量 | 0.05km（測量幅 45m 未満） |
| ⑧ 横断測量 | 0.05km（測量幅 45m 以上 75m 未満） |

(2) 公園設計（基本計画）

① 現況把握

受託者は、下記の事項について実施する。なお、現地調査については平日昼夜間、休

日昼夜間の計4回実施することとし、実施日は監督員と協議の上、決定すること。

- 1) 計画条件の把握と整理
- 2) 上位計画関連や各種関連資料の収集と整理
- 3) 現地調査（計画対象地およびその周辺地域）
（植生や地形、土地利用状況、景観、用地境、など）
- 4) 自然・社会・人文・景観等の概況整理

② 敷地分析

受託者は、現況把握により得られたデータを基に、計画区域の特性をまとめ、問題点等を把握するものとする。

- 1) 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理
- 2) 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- 3) 計画上の問題点や課題の整理

③ 計画内容の検討及び方針設定

計画にあたっては、敷地の高低差を活かした一体利用を検討することとする。また、芝生地などのオープンスペースを設けることとする。

受託者は、下記の事項について検討する。

- 1) 基本方針の検討と設定
- 2) ゾーニングの検討と設定
- 3) 導入施設の検討と設定（応急給水栓、雨水貯留施設及び公園便所等）
- 4) 需用圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- 5) アクセスや動線の検討と設定
- 6) 環境の保全と創出に関する検討と設定
- 7) 空間構成の検討と設定
- 8) 整備水準の検討と設定
- 9) 維持管理方法の検討と設定

④ 基本計画図の作成

受託者は、計画区域において設定した機能及び施設、植栽等の配置を平面図にまとめるものとする。なお、基本計画図はワークショップの結果を踏まえ、作成することを想定している。

- ・施設、植栽、給排水電気等を、原則として別々の図面にまとめること。
- ・主要な施設等の形態を、原則として概略施設平面図にまとめること。
- ・地形等により断面構造や施設配置に詳細な検討が必要な場合は、計画断面図等にまとめること。

⑤ 概算工事費の算出

受託者は「設計委託標準仕様書」2.1.12の（5）に定める設計業務の成果に基づき概算工事費を算出すること。

⑥ 基本計画説明書の作成

受託者は、基本計画の方針・内容及び検討過程についてとりまとめること。

⑦ 照査

照査技術者は、「設計委託標準仕様書」の1.1.8に定める照査技術者及び詳細の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

- ・現地の状況等、基礎情報を過不足なく収集、把握しているかの確認を行い、計画方

針の設定内容が適切であるかについて照査を行うこと。

・設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行うこと。

⑧ 鳥瞰図又は透視図の作成

受託者は、基本計画図に基づき、全体及び必要な部分について A3 サイズの鳥瞰図または透視図を 2 枚作成すること。詳細は監督員と協議のうえ決定すること。

(3) 公園設計（撤去設計）

① 既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握と評価、ならびに既存資料を基に実測確認し、現況図を整理するものとする。

② 撤去等方針の設定

撤去、移設、補修活用などの方針設定などを行うものとする。

(4) 防火水槽の利用検討

現本町公園に位置する防火水槽（容量 490t）の利用検討を行うものとする。調査項目は以下のとおりである。調査結果を踏まえて、現状の防火水槽の健全度を評価すること。

① 目視調査

② 水密調査

③ 鉄筋調査（配筋調査、鉄筋腐食調査）

④ 圧縮強度試験、中性化試験

⑤ ①～④の調査結果を踏まえた構造計算

⑥ 健全度評価

⑦ 上記をとりまとめた報告書の作成

(5) 地域合意形成（ワークショップ）

整備イメージ作成のとりまとめに向け、ニーズ調査やアイデア出しに関するワークショップの企画、運営を行うこと。また、ワークショップの内容や目的を十分に理解したうえで、企画、運営の実施事項を監督員と協議すること。なお、ワークショップは 2 回行うことを想定している。

① 企画・準備

ワークショップの目的を十分に理解し実施計画を作成すること。また、その実施計画に沿って、会場準備、備品準備及び、名簿整理等の開催の準備をすること。

② 資料作成

ワークショップに関する資料を作成すること。

③ 実施・運営

ワークショップ当日の資料説明、ファシリテーター（全体または各グループ）、実施補助（記録等）を行うこと。

④ 実施記録まとめ

ワークショップの開催後、当日の検討結果、意見、要望及び開催の様子等を記録し、とりまとめて整理をすること。また、当日の様子を報告できるように開催結果の概要をまとめた資料を作成し、原則直近の開庁日に監督員へ提出すること。なお、取りまとめ資料は設計に反映するものとする。

⑤ 開催打合せ

ワークショップ開催のための打合せを行う。

開催前：ワークショップの内容や運営方針など。

開催後：結果の報告（議事録や写真等）と次回に向けた方針検討

ワークショップ開催日の3週間前を目安にワークショップの内容や運営方針などについて打合せを行うこと。

⑥ 案内チラシの作成

ワークショップの開催案内チラシを作成すること。なお、内容は監督員の承認を得ること。

⑦ ニュース等の作成

ワークショップの結果報告のニュースレターを作成すること。なお、内容は監督員の承認を得ること。

⑧ 報告書作成

ワークショップの結果を整理し、報告書としてとりまとめること。

(6) 樹木診断（外観診断）

受託者は、監督員の指示する樹木を対象に外観診断を実施し、街路樹診断カルテを監督員へ提出すること。なお、機器診断の実施については、外観診断の結果に基づき監督員と協議のうえ決定すること。

(7) 交通量調査

公園と一体的な整備を検討するため、拡張範囲である渋谷区管理地と既存の本町公園及び隣接の拡張用地の間の道路（特別区道第26号線）について下記項目を実施する。

① 交通量調査と迂回検討

調査は拡張範囲周辺の交差点計4箇所での実施を想定しているが、詳細は監督員と協議のうえ決定すること。

② 協議用資料の作成

①の結果を踏まえ、接道する民地の出入り口は確保しつつ、公園との一体的な整備が可能か警察と協議するための資料を作成すること。

(8) 地盤調査・解析

受託者は、地盤調査に当たり、事前の測量により平面座位、標高を明らかにすること。

① 機械ボーリング（土質ボーリング）

ボーリングは公園内の既存公園内外にて計4箇所を想定している。詳細な位置は監督員の立会いのもと決定すること。作業中は公園利用者の安全を確保すること。ボーリングの成果物として調査位置案内図、調査位置平面図、ボーリング柱状図、土質又は地質断面図（着色を含む）を提出すること。

② サンプルング

サンプルングは、ロータリー式二重管サンプラー（デニソンサンプルング）を想定している。成果物として採取位置、採取方法、採取深さ、採取長等を提出すること。

③ 標準貫入試験

標準貫入試験の試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219 及び「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説」に従い整理し提出すること。

④ 土質試験

土質試験は以下のとおりとする。

- ・ 室内土質試験（物理試験）

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験、土の湿潤密度試験

- ・ 室内土質試験（力学試験）

土の圧密試験、三軸圧縮試験（UU試験）

⑤ 解析等調査

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析取りまとめを行うこと。

17. 身分証明証及び腕章について

受託者は、測量及び地盤調査による現地での作業にあたっては、あらかじめ身分証明書発行申請書を監督員に提出し、渋谷区発行の身分証明書の交付及び腕章の貸与を受けなければならない。現地作業中は、身分証明証を常に携帯すると共に、腕章を着用し作業にあたること。なお、受託者は作業完了後 10 日以内（土曜、休日を除く）に身分証明書及び腕章を監督員に返却しなければならない。

18. 打合せ・協議

(1) 打合せ

業務の実施にあたり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件などの疑義を正すとともに、受託者は業務に関する打合せ記録簿を作成して提出すること。また、業務着手時及び成果品提出時は、主任技術者が出席することとし、その他監督員が必要と認めた場合は適宜打合せを行うこと。なお、中間打合せは3回を想定している。

(2) 関係機関打合せ協議

業務の履行にあたり必要に応じて、関係機関、庁内関係部署との協議を行うこと。協議先は東京都水道局または総合防災部（応急給水栓に関する協議）、東京都下水道局（雨水貯留槽等の排水協議）、警察（公園と一体的な整備を検討する区間に関する協議）の3回を予定している。

(3) 協議用資料及び協議記録簿の作成

協議に必要な資料及び協議記録簿を作成すること。

19. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ 業務報告書 1部
- ・ 上記の電子データ 1部

納品する電子データは、ウィルスチェックを行い、ウィルスに感染していないものを納品すること。なお、ウィルスチェックを行った際の情報を記載すること。記載内容は下記のとおりとする。

- ・ ウィルス対策ソフト名
- ・ ウィルス定義・チェック年月日

- ・ フォーマット形式

20. 成果品の取り扱い

- (1) 受託者が作成した成果品の著作権は、渋谷区に帰属する。また、渋谷区が貸与するデータにより作成した資料等についても同様とする。
- (2) 受託者は、成果品及び調査にあたって収集・作成した資料等について、渋谷区の承諾を得ずに使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務にあたって渋谷区から貸与を受けた資料等の取り扱いには十分に注意すること。

21. 自己検査の実施

業務内容及び成果について、随時検査を行い成果品の内容は不備が無いように作成すること。また、業務完了後においても、受託者の過失に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに受託者の負担により修正を行うものとする。

22. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項に関して不明点がある場合は、監督員と協議すること。
- (2) 業務の進捗状況に応じて、適宜監督員へ報告すること。
- (3) 現地調査中は、公園利用者に十分に注意し、事故防止に努めること。
- (4) 現地調査中に危険箇所を発見した場合は、ただちに監督員に報告すること。
- (5) 本業務において、関係官公署、近隣住民及び公園利用者等と交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に申し出て、指示に従うものとする。
- (6) 本業務で作成した資料については、その出典を明らかにするとともに、指示があったものは、整理のうえ提出すること。
- (7) 故意または過失により区、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受託者の責任と負担において損害を賠償すること。